

ハラスメント

&

労務トラブル

解決予防セミナー

「上司の言い方がきつくて若い従業員が何人も辞めた」
「すぐにパワハラと言われるので、何も注意できない」
「パワハラされたと言う従業員の態度にも問題がある」
今、事業主からこんな相談が増えています。
本セミナーでは、「なぜパワハラと言われるのか」「指導や注意との違いは?」「問題社員にどう対応すればよいか」「これからの労務管理」などについて具体的な事例を挙げてわかりやすくお話をいたします。



受講料
無料

2025年 **1月30日** 木
13:30~16:30

会場 姫路商工会議所本館6階
605会議室

定員 **40** 名 (先着順)

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

講師 兵庫県社会保険労務士会姫路支部
特定社会保険労務士
前川 敏幸 氏

申込方法

①インターネット申込

右記HP申込フォームより
お申込みください。

②FAX・郵送

下記申込書に必要事項をご記入の上、
お送りください。

※受講証は発行いたしません。

定員を超えてお断りする場合のみ、ご連絡をさせていただきます。

共催:姫路商工会議所・兵庫県社会保険労務士会姫路支部



次のような従業員の対応に困っていませんか?

- ☐ 採用してすぐに体調不良を理由に欠勤を繰り返す
- ☐ 無断欠勤で連絡が取れないまま1週間が過ぎた
- ☐ 仕事はできるが自分勝手な言動で周囲が嫌がる
- ☐ 上司が嫌味な言い方をするので部下が辞めていく
- ☐ 上司がきつく注意したらうつ病の診断書と休職届が届いた
- ☐ ハラスメントの疑いで上司をヒアリングしたら「そんなつもりで言っていない」
- ☐ 「ハラスメントと言われるので注意できない」という管理職 など

1.ハラスメントの解決予防

- 企業に義務付けられたハラスメント予防措置とは
- パワハラと指導の違い「パワハラと言われないうちに」
- パワハラの相談があった時の対応

2.労務トラブルの解決予防

- よくある労務トラブルと企業内での対処法
- 労務トラブルが増えた背景、従業員の4つのタイプ
- 「指導」「注意」「叱る」の使い分け

3.これからの労務管理

- 管理職のリーダーシップとコミュニケーション(管理職研修)
- 従業員の頑張りと貢献度に見合った処遇(人事評価)
- 初任給や若年層の賃金上げと高年齢層の抑制(賃金制度)

CURRICULUM

《参加申込書》1/30「ハラスメント&労務トラブル」解決予防セミナー 〈送付先〉FAX.079-222-6005 中小企業相談所宛

事業所名			業種			従業員数	名
所在地	〒	-	TEL	()	FAX	()	
			E-mail				
参加者氏名	①		参加者氏名	②			
このセミナーを知ったきっかけは?			①所報 ②HP ③メルマガ ④facebook ⑤新聞 ⑥その他()				

※FAXは切らずにそのまま送信してください。 ※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡、情報提供、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用するほか、講師に提供することがあります。

申込・問合せ

姫路商工会議所 中小企業相談所 企業支援担当
TEL.079-223-6557 FAX.079-222-6005

〒670-8505 姫路市下寺町43
HP <https://www.himeji-cci.or.jp/>

姫路商工会議所

検索